

平成 31 年 2 月 5 日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田二丁目 14 番 10 号  
ジャパンメディアシステム株式会社  
代表取締役社長 富 樫 泰 章

## **臨時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成 31 年 2 月 19 日（火曜日）午後 5 時までには到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成31年 2 月20日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田淡路町二丁目 9 番地  
損保会館 大会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 目的事項  
    **決議事項**  
    第 1 号議案 自己株式取得の件  
    第 2 号議案 定款一部変更の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、本臨時株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類に修正が生じた場合は、郵送もしくはインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jm-s.co.jp>）において周知させていただきます。

また、決議の結果につきましては、上記ウェブサイトに掲載することによりお知らせいたします。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 自己株式取得の件

資本効率の向上と株主の皆様への利益還元のため、会社法第156条第1項の規定に基づき、本株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式15,000株、取得価額の総額195,000千円を限度として金銭の交付を以て取得することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 当社の株式の売買等の特定承継の場合については、平成26年12月1日付で定款にて取締役会の承認を必要とする旨が定められましたが、相続その他の一般承継に対する譲渡制限は、認められておりません。

会社運営の安定と株主安定維持を図るため、会社法第174条の規定に基づき、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる旨の条文を新設するものであります。

(2) 上記の変更に伴い、現行定款の条数を整備するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款              | 変更案                                                                   |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株式            | 第2章 株式                                                                |
| (新設)              | <u>(相続人等に対する売渡請求)</u>                                                 |
| 第8条～第40条 (条文記載省略) | <u>第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。</u> |
|                   | 第9条～第41条 (現行どおり)                                                      |

以上

メ 毛

Blank lined writing area consisting of 20 horizontal dashed lines.

## 臨時株主総会会場ご案内図

